

基本部分	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準を満たさない場合	サービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	生活介護計画等が作成されない場合	所定時間減算	短時間利用減算	定員81人以上の事業所の場合	定員81人以上の事業所の場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	専任配置が難しい場合	サービス管理責任者配置等
(9)定員71人以上80人以下	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
3時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
3時間以上4時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
4時間以上5時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
5時間以上6時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
6時間以上7時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
7時間以上8時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
8時間以上9時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
(10)定員81人以上	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
3時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
3時間以上4時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
4時間以上5時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
5時間以上6時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
6時間以上7時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
7時間以上8時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
8時間以上9時間未満	(一) 区分6 (413単位) (二) 区分5 (300単位) (三) 区分4 (214単位) (四) 区分3 (191単位) (五) 区分2以下 (172単位)														
□ 共生型生活介護サービス費	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) (697単位) (2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) (859単位)														
△ 基準該当生活介護サービス費	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) (697単位) (2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) (859単位)														

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.5-1) イ 人員配置体制加算(Ⅱ) (1.7-1) ロ 人員配置体制加算(Ⅲ) (2-1) ハ 人員配置体制加算(Ⅳ) (2.5-1)	(一)定員20人以下 (1日につき91単位を加算) (二)定員21人以上80人以下 (1日につき283単位を加算) (三)定員81人以上 (1日につき345単位を加算) (一)定員20人以下 (1日につき283単位を加算) (二)定員21人以上80人以下 (1日につき317単位を加算) (三)定員81人以上 (1日につき379単位を加算) (一)定員20人以下 (1日につき181単位を加算) (二)定員21人以上80人以下 (1日につき198単位を加算) (三)定員81人以上 (1日につき128単位を加算) (一)定員20人以下 (1日につき81単位を加算) (二)定員21人以上80人以下 (1日につき388単位を加算) (三)定員81人以上 (1日につき338単位を加算)	×95/1,000
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)		
常勤看護職員等配置加算	(一)定員20人以下 (1日につき32単位を加算) (二)定員21人以上10人以下 (1日につき20単位を加算) (三)定員11人以上20人以下 (1日につき28単位を加算) (四)定員21人以上30人以下 (1日につき24単位を加算) (五)定員31人以上40人以下 (1日につき19単位を加算) (六)定員41人以上50人以下 (1日につき15単位を加算) (七)定員51人以上60人以下 (1日につき11単位を加算) (八)定員61人以上70人以下 (1日につき10単位を加算) (九)定員71人以上80人以下 (1日につき8単位を加算) (十)定員81人以上 (1日につき6単位を加算)	看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)		
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)		
初期加算	(1日につき30単位を加算)		
訪問支援特別加算	(月2回を限度) (1)1時間未満 (1日につき187単位を加算) (2)1時間以上 (1日につき280単位を加算)		
大衆特対応加算(月4回を限度)	(1日につき94単位を加算)		
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき50単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき380単位を加算) ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) (1日につき180単位を加算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内、+500単位(中核の人材を配置し行動圏項目18点以上の者の場合) +200単位 注2 中核の人材を配置し行動圏項目18点以上の者を支援した場合 +150単位 注3 加算の算定を開始した日から起算して180日以内、+400単位(中核の人材を配置し行動圏項目18点以上の者の場合) +200単位 注4 中核の人材を配置し行動圏項目18点以上の者を支援した場合 +150単位	
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) (1日につき20単位を加算)		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1日につき150単位を加算)		
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)		
緊急時入加算	(1日につき100単位を加算)		
延長支援加算	(1)8時間～10時間未満 (1日につき100単位を加算) (2)10時間以上～11時間未満 (1日につき200単位を加算) (3)11時間以上～12時間未満 (1日につき300単位を加算) (4)12時間以上～13時間未満 (1日につき400単位を加算)		
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (内選につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (内選につき10単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +25単位 注2 同一敷地内の場合 ×70/100	

基本部分	地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	又 は 又 は	各種職員、運営療法士若しくは作業療法士又は生活介護員等の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	場所時間減算	短時間利用減算	又 は 又 は	定員8人以上の事業所の場合	医師配置が無い場合	身体拘束禁止実施減算	虐待防止措置未実施減算	専任職員配置未実施減算	情報公表未報告減算	サービス管理責任者配置等	
	障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位															
就労移行支援体制加算	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上30人以下 (3)定員31人以上40人以下 (4)定員41人以上50人以下 (5)定員51人以上60人以下 (6)定員61人以上70人以下 (7)定員71人以上80人以下 (8)定員81人以上	(1)日につき42単位を加算 (1)日につき20単位を加算 (1)日につき18単位を加算 (1)日につき14単位を加算 (1)日につき10単位を加算 (1)日につき8単位を加算 (1)日につき7単位を加算 (1)日につき6単位を加算	注1 前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く															
入浴支援加算	(1)日につき80単位を加算																	
福祉指引等実施加算	(1)日につき80単位を加算																	
実業スクリーニング加算	(6月に1回を限度として、5単位を加算)																	
実業改善加算	(2回を限度として、200単位を加算)																	
集中的支援加算 (月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)																	
福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(1)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(2)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(3)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(4)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(5)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(6)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(7)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(8)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(9)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(10)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(11)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(12)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(13)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(14)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉-介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×101/1,000) ロ 福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) ハ 福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×84/1,000) ニ 福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×67/1,000) ホ 福祉-介護職員等処遇改善加算(V) (1)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×90/1,000) (2)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1,000) (3)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (4)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×60/1,000) (5)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1,000) (6)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (7)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1,000) (8)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×73/1,000) (9)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×60/1,000) (10)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1,000) (11)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×56/1,000) (12)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (13)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×48/1,000) (14)福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×37/1,000) 注3 令和5年6月31日まで算定可能 注4 福祉-介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能
福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(1)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(2)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(3)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(4)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(5)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(6)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(7)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(8)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(9)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(10)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(11)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(12)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(13)	福祉-介護職員等処遇改善加算(V)(14)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉-介護職員等処遇改善加算、福祉-介護職員等特定処遇改善加算、福祉-介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×61/1,000) ロ 福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×44/1,000) ハ 福祉-介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×25/1,000) 注3 令和5年6月31日まで算定可能
福祉-介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	福祉-介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉-介護職員等処遇改善加算、福祉-介護職員等特定処遇改善加算、福祉-介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位数×17/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能																
福祉-介護職員等ベースアップ等支援加算	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉-介護職員等処遇改善加算、福祉-介護職員等特定処遇改善加算、福祉-介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能																	